

地域バイオマス利活用交付金（継続）

【平成20年度概算決定額 11,129（14,346）百万円】
うち未利用バイオマス資源活用優先枠 2,488（0）百万円

対策のポイント

バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援します。

（バイオマスとは）

- ・ 「バイオマス」は動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらがあります。

（バイオマスタウンとは）

- ・ バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利用システムを有する市町村のことです。

政策目標

平成22年度までにバイオマスタウンを300程度構築

<内容>

（1）ソフト支援（地域バイオマス利活用推進交付金）

- ① バイオマスタウン構想の策定
- ② バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

（2）ハード支援（地域バイオマス利活用整備交付金）

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備
- ③ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

※) ①及び②については、未利用バイオマス資源活用優先枠を設定

<事業実施主体>

（1）ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

（2）ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

<交付率> 定額（1／2以内等）

【担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8466(直)）】

地域バイオマス利活用交付金

○地域におけるバイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組を交付金により支援

地域提案による事業内容も実施可能とする等、地域における創意工夫を凝らした主体的な取組を推進

【ソフト支援】

バイオマスタウン構想への支援

バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築を実現。

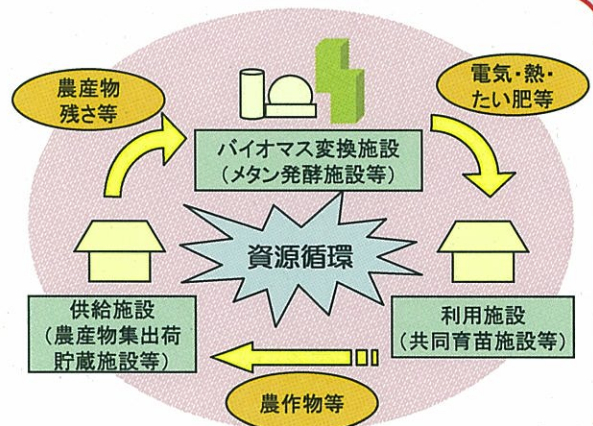
バイオマスタウン構想策定

バイオマスタウン構想実現のための総合的利活用システムの構築

【ハード支援】

バイオマス関連施設の整備

地域の自主性に基づき、バイオマス変換施設の整備と併せて、バイオマス供給施設・利用施設等、バイオマスの円滑な利活用に関連する施設を一体的に整備することにより、総合的な利活用システムを実現。



「バイオマス・ニッポン総合戦略」の強力な推進 ～バイオマスタウン構想の実現～

バイオマスタウンの実現

地域の関係者の連携

市町村
+
NPO、農協、事業者団体、
地方大学等

バイオマス利活用の中期的方針
(バイオマスタウン構想書)作成

農林水産省
+
関係府省

地域の取組に対し
情報の共有と連携

地域におけるバイオマスの
効率的な利活用を実現

